様式第４号(第１１条関係)

能登町地域維持型建設共同企業体協定書（乙）

( 目的 )

第 １ 条　当共同企業体は、地域維持型建設共同企業体の対象となる工事及び業務（以下「地域維持事業」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

( 名称 )

第 ２ 条　当共同企業体は、○○地域維持型建設共同企業体 ( 以下「当企業体」という。 ) と称する。

( 事務所の所在地 )

第 ３ 条　当企業体は、事務所を能登町字○○□□字△△番地に置く。

( 成立の時期及び解散の時期 )

第 ４ 条　当企業体は、　　年　　月　　日に成立し、その存続期間は○年とする。ただ し、○年を経過しても当企業体に係る地域維持事業の請負契約の履行後３か月を経過するまでの間は、解散することができない。

２ 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

( 構成員の住所及び名称 )

第 ５ 条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

○○県鳳珠郡能登町字○○□□字△△番地

○○建設株式会社

○○県鳳珠郡能登町字○○□□字△△番地

○○建設株式会社

( 代表者の名称 )

第 ６ 条　当企業体は、○○建設株式会社を代表者とする。

( 代表者の権限 )

第 ７ 条　当企業体の代表者は、地域維持事業の施行に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金 ( 前払金及び部分払金を含む。 ) を請求し、受領し、及び当企業体に属する財産を管理する権限を有　するものとする。

( 分担額 )

第 ８ 条　当企業体の構成員の分担は、別に定めるところによるものとする。

２　前項に規定する分担工事（業務）の価格については、運営委員会で定める。

( 運営委員会 )

第 ９ 条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、地域維持事業の完成に当たるものとする。

( 構成員の責任 )

第 10 条　構成員は、それぞれの分担工事（業務）の進捗を図り、契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

( 取引金融機関 )

第 11 条　当企業体の取引金融機関は、○○銀行とし、代表者の名義により設けられた別 口預金口座によって取引するものとする。

( 構成員の必要経費の分配 )

第 12 条　構成員はその分担工事（業務）の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

( 共通費用の分担 )

第 13 条　地域維持事業施行中に発生した共通の経費等については、分担工事（業務）額の割合により毎月１回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

( 構成員相互間の責任の分担 )

第 14 条　構成員がその分担工事（業務）に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

２ 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

３ 前二項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

４ 前三項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免がれるものではない。

( 権利義務の譲渡の制限 )

第 15 条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

( 事業途中における構成員の脱退に対する措置 )

第 16 条　構成員は、当企業体が地域維持事業を完成する日までは脱退することができない。

( 事業途中における構成員の破産又は解散に対する処置 )

第 17 条　構成員のうちいずれかが事業途中において破産または解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担部分を完成するものとする。

２ 前項の場合においては、第14条第２項及び第３項の規定を準用する。

( 解散後の契約不適合責任 )

第 18 条　当企業体が解散した後においても、当該事業につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

( 協定書に定めのない事項 )

第 19 条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとす る。

○○建設株式会社ほか○社は、上記のとおり○○地域維持型建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

令和　　年　　月　　日

○○建設株式会社

代表取締役　○　○　○　○　印

○○建設株式会社

代表取締役　○　○　○　○　印